

定価(消費税込)一箇年 一七・六〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

目 次

監査委員

○監査の結果に関する報告の公表

監査委員

山梨県監査委員告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百九十九条の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告について、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月二十七日

山梨県監査委員

中澤
小泉
橋岸
久和
樹司
富亭
美男

同 同 同

号外第十五号

令和五年
三月二十七日

月曜日

令和4年度定例監査重点事項・行政監査について実施した結果は、次のとおりであった。

第1 監査の概要

1 テーマ

毒物及び劇物の管理は適切に行われているか。

2 目的

試験研究機関や県立学校等、県の多くの機関において試験研究等に用いるため、各種の毒物及び劇物などを保管している。毒物及び劇物などは、取扱いを誤ると安全管理上の大きな危険を及ぼす恐れや、環境にも大きな影響を与えることも想定されるため、毒物及び劇物取締法により、厳格な管理制度等が定められているほか、財務規則においても良好な状態で常に供用又は貯分をすることができるよう保管しなければならないと物品の保管の原則等が定められている。

令和2年度の県立学校を対象とした包括外部監査において「毒劇物の管理のための受払簿の残高が実数と相違しており、購入時及び使用時において適時の受払簿への記入及び定期的な残数の現物確認を徹底すること、及び当該手順を定めたルールの規程化を検討されたい。」等の指摘がされている。

また、県の機関において、放射性物質が国の許可を得ずに長期間にわたり保管された事実が令和3年度に判明するなど、管理者の異動等により管理意識の希薄化や管理体制の形骸化も懸念されるところである。このため、県の機関における毒物及び劇物などの管理状況を行政監査と併せ重点的に監査することにより、その管理の適正化を図り、地方自治法第150条の規定に基づき知事が実施する内部統制の運用にも寄与することとする。

3 監査の着眼点

(1) 毒物及び劇物の管理は法令等の規定に適合し、適切に行われているか。

(定例監査重点事項)

(2) 毒物及び劇物の取扱いに係る管理体制は適切か。(行政監査)

4 対象事務及び対象機関

(1) 監査対象とする事務

毒物及び劇物の保管、管理に係る事務

(2) 監査対象機関

令和4年度定例監査実施結果第2の1「定例監査機関一覧表」と同じ。

5 実施期間

令和4年4月から令和5年1月

6 実施方法

監査対象機関に対し調書の提出を求めて書面監査を行うとともに、定例監査時に関係職員からの聴取及び保管状況等の確認を行い、調書の記載内容や管理の実態を確認した。

7 テーマに関する監査対象機関について

毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という）の管理については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）（以下「毒劇法」という）により規定されている。

毒物劇物を取り扱う者は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者、政令で定める事業を行なう者であってその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱う者、それら以外の者（以下「業務上取扱者」という）に分類される。監査対象機関のうち、毒物劇物を保有する機関は毒劇法第22条第5項に定める業務上取扱者に分類される。なお、衛生環境研究所は併せて同法第6条の2に定める特定毒物研究者の許可を受けている。

第2 監査の結果

機関ごとの監査日時点における毒物劇物の保有状況を確認したところ、76機関で保有していました。

毒物劇物に係る管理等について、各機関の状況を確認した結果は次のとおりである。

1 毒物劇物の保有状況について（令和3年度～監査日現在）

(1) 保有している機関数について

○部局等別の保有機関数

No.	部局等名	機関数		保有機関数						
		本庁	出先	計	本庁	出先	計	毒物	劇物	特定毒物
1	知事直轄組織	3	3	6	1	1	2	1	3	4
2	知事政策局	7	2	9						
3	スポーツ振興局	1	1	2						
4	県民生活部	6	7	13						
5	男女共同参画・共生社会推進統括官	1	1	2						
6	リニア未来創造局	2	1	3						
7	総務部	9	2	11						
8	防災局	3	1	4						
9	福祉保健部	7	11	18						
10	子育て支援局	2	6	8						
11	林政部	5	5	10						
12	環境・エネルギー部	4	1	5						
13	産業労働部	5	6	11						
14	観光文化部	6	6	12						
15	農政部	9	14	23						
16	県土整備部	15	13	28						
17	出納局	3	3	6						
18	企業局	3	4	7						
19	教育委員会	9	47	56						
20	議会事務局	1	1	2						
21	行政委員会	3	3	6						
22	警察本部	29	12	41	2	12	14	9	14	
合計		133	138	271	2	74	76	53	76	1

○保有品目数別の保有機関数

保有品目数	1~5	6~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~80	81~90	91~100	101以上	計
保有機関数	22	5	10	13	4	9	6	3	2	1	0	1	76

○多くの機関で保有されている主な毒物劇物

品目名	保有機関数
水銀	30
水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、政令に掲げるものを除く。	28
毒物	20
無機シアン化物及びこれを含有する製剤。ただし、政令に掲げるものを除く。	10
アシ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アシ化ナトリウムO. 1%以下を含有するものを除く。	56
水銀化ナトリウム	54
メタノール	54
硫酸	52
クロロホルム	47
過酸化水素	46
硝酸	45
水銀化カリウム	41
ホルムアルデヒド	41
沃素	40
アンモニア	37
キシレン	37
劇物	36
フェノール	34
塩化水素	34
硫酸を含有する製剤。ただし、硫酸 1.0%以下を含有するものを除く。	33
塩化水素を含有する製剤。ただし、塩化水素 1.0%以下を含有するものを除く。	33
重クロム酸鉄類及びこれを含有する製剤	33
無機銅塩類。ただし、青銅を除く。	33
トルエン	33
アニリン	32
椿膠	32
酢酸エチル	32
ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド 1.9%以下を含有す	32
二硫化炭素	31

(2) 使用目的について

(品目数)						
No.	理由	5年以上使用していない品目数				
1	今後使用する可能性がある	328				
2	廃棄に多額の経費を要する	144				
3	使用が可能なため(品質の劣化等がない)	100				
4	見本として掲示している	62				
5	処分方法が不明	5				
6	処分業者が県内・近県にない	2				
7	その他	201				
合計		842				

※部局別保有品目数と異なるのは、同一機関において使用目的を異にする同一品目があるため。

(3) 使用頻度について

(品目数)						
	よく使用する	年に数回程度	この5年以内に数回程度	5年以上使用していない	不明	計
毒物	8	51	32	130	1	222
	3.6%	23.0%	14.4%	58.6%	0.5%	100.0%
劇物	228	687	457	708	25	2,105
	10.8%	32.6%	21.7%	33.6%	1.2%	100.0%
特定 毒物				4		4
				100.0%		100.0%
合計	236	738	489	842	26	2,331
	10.1%	31.7%	21.0%	36.1%	1.1%	100.0%

※部局別保有品目数と異なるのは、同一機関において使用頻度を異にする同一品目があるため。
※「割合」は小数点以下第2位を四捨五入したため、「計」と一致しない。

○ 5年以上使用していない品目数及びその理由

No.	部局等名	5年以上使用していない品目			当該品目数
		保有機関数	保有品目数	機関数	
		なし	あり		
1	防災局	1	4	0	1
2	福祉保健部	4	253	1	3
3	林政部	1	44	0	1
4	環境・エネルギー部	1	56	0	1
5	産業労働部	3	172	1	2
6	観光文化部	1	4	0	1
7	農政部	14	386	4	10
8	県土整備部	1	1	1	0
9	教育委員会	36	1,262	7	29
10	警察本部	14	149	12	65
	合計	76	2,331	26	842

※購入事務のみを行い、保有はしていない。

(2) 購入実績について

(2) 購入実績について		
令和3年度から監査日現在までに購入実績のあった部局等別機関数は次のとおりであった。なお、購入手続については、全ての機関で適正に執行されていた。		
No.	部局等名	機関数
1	県民生活部(※)	2
2	福祉保健部	2
3	環境・エネルギー部	1
4	産業労働部	2
5	農政部	10
6	県土整備部	1
7	教育委員会	23
8	警察本部	1
	合計	42

※購入事務のみを行い、保有はしていない。

購入実績がある42機関について、購入量の多い順に3つの毒物劇物の購入金額を
集計した結果は次のとおりであった。

合計購入金額（円）	合計購入回数	主な購入毒物劇物
6,234,706	303	硫酸 硝酸 塩酸 水酸化ナトリウム メタノール モスピラン 過酸化水素水 ホルマリン クロロホルム アンモニア

(3) 納品確認方法について

令和3年度から監査日現在までに購入実績のあった機関について、納品確認方法を確認したこと、結果は次のとおりであった。なお、納品確認については、全ての機関で適正に行われていた。

No.	納品確認方法	機関数	備考
1	総務担当で確認	4	
2	事業担当で確認	8	
3	総務担当・事業担当双方で確認	29	
4	その他	1	事務室で受け取り後、実習助手が確認
	合計	42	

3 盗難・紛失防止について（監査日現在）（定例監査重点事項）

毒劇法第11条第1項において、毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。また、厚生労働省通知「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について（平成30年7月24日薬生葉審発0724号第1号）」において、毒物劇物の保管場所をその他の物から明確に区分された毒物専用とすること、鍵をかける設備等のある堅固な施設に保管すること及び鍵の管理を十分に行うことが求められている。また、同通知において、毒物劇物管理簿（受払簿）を作成すること、毒物劇物を定期的に在庫管理することが求められている。

(1) 保管場所（部屋等）の状況について

保管場所（部屋等）及び鍵の有無等の状況を確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	保管場所数	主な保管場所
76	288	薬品保管庫 冷蔵庫 金庫 農業庫

(2) 保管庫（ロッカー等）の状況について

保管庫（ロッカー等）及び鍵の有無等の状況を確認したところ、次のとおりである。

保管庫数	鍵の有無		鍵の管理者の有無		鍵の管理簿の有無		専用・共用の別
	有	無	有	無	有	無	
288	260	28	260	28	170	118	201
							87

以上の（1）、（2）により、保管場所及び保管庫の鍵の管理状況、毒物劇物を他のものと明確に区分して管理されているか等について確認した。
また、こうした管理状況と併せ、毒物劇物の紛失がないかも確認した。
その結果、不適切な管理が次のとおり認められた。

[内容及び機関数]

- 鍵のない保管庫に保管されており、鍵の管理者が定められておらず、管理簿も作成されていなかった。
- 鍵のない保管庫に保管されているものがあった。
- 毒物・劇物保管庫について、その他の物から明確に区分された毒物・劇物専用とされていた。
- 保管庫の鍵の管理簿が作成されていなかった。
- 割物について、所在不明となっているものがあった。

※ 1つの機関で複数の不適切事例があつた場合、不適切事例ごとに1機関とカウントしているため、定例監査結果における重点事項の指導等の件数とは相違している。（以下、同様）

(3) 毒物劇物管理簿（受払簿）について

各機関の毒物劇物管理簿（受払簿）の作成状況を確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	毒物劇物管理簿（受払簿）		
	有	一部有	無
76	71	1	4

毒物劇物管理簿（受払簿）の状況を確認したところ、次のとおり不適切なものが認められた。

〔内容及び機関数〕

○ 毒物劇物管理簿（受払簿）が作成されていなかった。

5 機関

(4) 毒物劇物の定期的な管理について

各機関で保有している毒物劇物ごとの在庫量の確認頻度を調査したところ、次のとおりであった。

保有品目数	確認頻度										
	毎日	週回	月1回	年1回	年2回	年3回	年4回	その他			
2331	0	48	63	2	15	147	257	485	1,256	2	56

4 漏えい、流出等の防止について（監査日現在）

(1) 保管庫の材質について（定例監査重点事項）

毒劇法第11条第2項において、毒物劇物の飛散、漏れ及び流出などの防止のため、必要な措置を講じることとされている。各機関において保有する保管庫について、転倒防止及び保管庫内の間仕切りの設置状況を確認したところ、次のとおりであった。

保管庫数	毒劇法第11条第2項における保管庫の材質		
	スチール	鉄	ステンレス
288	151	26	41

保管庫の材質について容易に破損しないか確認した結果、次のとおり不適切なもののが認められた。

〔内容及び機関数〕

○ ガラス面のある保管庫に保管されているものがあった。

(3) 保管容器について（定例監査重点事項）

毒劇法第11条第4項において、毒物劇物の容器として、ペットボトルなど飲食物の容器として通常使用されるものを使用してはならないとされている。各機関において保有する毒物劇物の容器を確認したところ、次のとおりであった。

5 機関

保有機関数	毒物劇物の容器の使用		
	有	無	その他
76	47	17	12

全ての機関において、飲食物に用いる容器は使用されていなかった。

(4) 保管庫の保守点検について（定例監査重点事項）

毒物劇物盗難紛失及び流出漏洩防止対策通知において、貯蔵設備等を定期的に保管庫の保守点検を実施するよう求められている。各機関において、保管庫の保守点検状況を確認したところ、次のとおりであった。

保管庫数	毒物劇物の保守点検		
	有	無	その他
288	288	0	

全ての機関において、目視等により保管庫のヒビや劣化等の確認が行われていた。

5 容器及び被包、貯蔵設備の表示について（監査日現在）（定例監査重点事項）

毒劇法第12条第1項において、容器及び被包に、毒物には「医薬用外」の文字及び「毒物」（赤地に白文字）を、劇物には「医薬用外」の文字及び「劇物」（白地に赤文字）を表示しなければならないとされており、購入して別の容器に小分けし、入れ替えて貯蔵する場合にも、同様の表示をしなければならないとされている。

また、同条第3項において、貯蔵設備には、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」と表示しなければならないとされている。

各機関における表示状況を確認したところ、次のとおりであった。

8 機関

(1) 容器の小分けについて

保有機関数	小分け保管 有	無
76	15	61

15機関で実験等に用いるため、同一の毒物劇物を小分けして複数の容器に保管していた。

(2) 容器等への毒物劇物等の表示について

保有機関数	表示の有無		
全て表示	一部表示	未表示	
76	76	0	0

全ての機関において、小分けした容器も含め、保管容器への表示がされていた。

(3) 保管庫への毒物劇物等の表示について

保有機関数	表示の有無		
全て表示	一部表示	未表示	
76	73	1	2

一部の機関において保管庫等への表示がされておらず、不適切な管理が認められた。

〔内容及び機関数〕

○	毒劇法第12条第3項において、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないと定められているが、表示されていなかつた。
3機関	

8 保管・管理体制について（監査日現在）（行政監査）

厚生労働省通知「毒物劇物監視指導指針の制定について（平成11年8月27日医薬発第1036号）（以下「毒物劇物監視指導指針」という）」において、危害防止規定・盗難防止規定等を作成すること、また、同省通知「毒物劇物危害防止規定について（昭和50年11月6日薬安第80号・薬監第134号）（以下「毒物劇物危害防止規定通知」という）」において、危害防止規定には毒物劇物の管理・責任体制を明確にすることが求められている。このため、各機関における取り扱いの責任者の設置について確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	自己廃棄	委託廃棄	自己廃棄+委託廃棄	委託廃棄金額 (円)
76	9	23	5	4,994,095

合計3年度から監査日現在までに廃棄実績があつた機関は37機関であつた。
希臘するなどの自己廃棄、専門業者への委託廃棄のいずれの方法も、適切に行われていた。

なお、各機関における委託廃棄の量が多い順に、3つの毒物劇物に係る委託料を集計した結果、約500万円の経費が支出されていた。

7 盗難・紛失、漏えい・流出時の措置について（監査日現在）（行政監査）

(1) 事故の際の届出について

毒劇法第17条第1項において、毒物劇物が飛散、流出等をした場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、応急の措置を講じなければならないとされている。また、同条第2項において、盗難にあり、又は紛失したときは、直ちに警察署に届け出ることが定められている。こうした措置の必要があることを知っているか確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	届け出ること 知っている	届け出ること 知らない
76	76	0

(2) 盗難・流出等があつた場合の通報体制・緊急連絡網の整備について

盗難、流出等があつた場合に、関係各機関へ届け出なければならないことは全ての機関で把握されていたが、事故等が発生した場合に、同機関への連絡が迅速に行われるよう、通報体制及び連絡体制を整備し、日頃から職員に周知しておく必要がある。通報体制及び連絡体制の状況を確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	通報体制（役割の明確化） 有	通報体制（役割の明確化） 無	連絡網 有	連絡網 無
76	72	4	69	7

(9) 危害防止対策について（行政監査）

(1) 危害防止規定・盗難防止規定等について（監査日現在）

毒劇法第11条第1項において、毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされ、毒物劇物監視指導指針において、危害防止規定・盗難防止規定等を作成することが求められている。このため、毒物劇物を保有する機関における各自規定の作成状況を確認したところ、次のとおりであった。

なお、農政部、教育委員会及び警察本部においては、各部局等による規定等が作成されていた。

保有機関数	危害防止又は盗難防止規定等	
	有	無
76	14	62

保有機関数	S D S	
	有	一部有
76	29	12

(2) 研修及び訓練の実施について（令和3年度～監査日現在）

毒物劇物危害防止規定通知において、危害防止規定に教育及び訓練に関する事項を基本的事項として記載することとされており、研修や訓練の実施が求められているが、研修等の実施状況を確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	研修		訓練	
	有	無	有	無
76	62	14	10	66

なお、研修を実施していると回答のあった機関における研修内容は、各部局等が実施する研修に参加した機関がほとんどであったが、一部の機関では、保管管理責任者等の有資格者が講師となり、管理办法等について独自の研修を実施している機関もあつた。また、訓練については、毒物劇物が流出した際の応急措置や初動対応について訓練を実施している機関や、防災訓練の際に毒物劇物の流出も想定した避難訓練を実施している機関などがあった。

(3) 中和剤・保護具の整備について（監査日現在）

毒劇法第17条第1項において、毒物劇物が飛散、漏れ、漏れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならないとされている。被害を拡大させないための対策として、中和剤や保護具（保護手袋や保護長ぐつ、保護衣など）の整備状況を確認したこと、次のとおりであった。

保有機関数	中和剤又は保護具	
	有	無
76	43	33

(4) S D S（セイフティ・データ・シート）の整備について（監査日現在）

毒劇法施行令第40条の9において、毒物劇物営業者が毒物劇物を販売する際には、譲受人に對し、S D S等により当該毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならないとされているが、提供されたS D Sの保管状況について確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	運搬	
	有	無
76	14	62

10 毒物劇物の運搬について（令和3年度～監査日現在）（行政監査）

毒劇法第11条第3項において、施設外へ毒物劇物の運搬をする場合には、飛散、漏れ及び流出などを防ぐため、必要な措置を講じることが定められている。施設外への運搬の状況について確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	運搬目的		機関数
	有	無	
76	14	62	

また、「有」と回答した機関における運搬の目的を確認したところ、次のとおりであった。なお、運搬状況を確認したところ、密封された状態や専用容器に入れて運搬するなど、飛散や漏れ等が懸念されるような状況は確認されなかった。

現場での使用	運搬目的		機関数
	有	無	
他機関への送付			4

処分業者への持ち込み	運搬目的		機関数
	有	無	
			3

11 毒物劇物に係る事故について（令和3年度～監査日現在）（行政監査）

毒物劇物に係る事故の発生状況を確認したところ次のとおりであった。
確認された1件の事故は、劇物に指定されている農薬が所在不明となっているものであつた。

保有機関数	事故	
	有	無
76	1	75